

第20回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成20年6月25日（水）9:30～
場所 北農健保会館 3階 芭蕉の間

1 開 会

2 議 事

(1) 分野別審議について

(2) 次回（第21回）委員会について

(3) その他

3 閉 会

【配付資料】

資料1 道民提案の整理一覧表

資料2 項目別資料一覧表

参考資料 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表

第20回北海道道州制特区提案検討委員会出席者名簿

【委 員】

氏 名	現 職	備考
井 上 久 志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会長
五十嵐 智嘉子	(社) 北海道総合研究調査会常務理事	
佐 藤 克 廣	北海学園大学法学部教授	
宮 田 昌 利	(株) サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
山 本 光 子	(株) 電通北海道プランニングディレクター	

【事 務 局】

氏 名	役 職
出 光 英 哉	北海道企画振興部地域主権局 局次長
志 田 文 毅	同 参事
渡 辺 明 彦	同 参事

道民提案の整理一覧表

テーマ	分類	道民提案	委員会検討			
			第17回	第18回	第19回	第20回
産業・雇用	貿易・物流・人 流関連	69 自由貿易地域指定			○	
		75 空港の一括管理				
		221 千歳空港のハブ空港化				
	運輸関連	222 路線バスの合理的運行による経営改善	○			
		90 需給調整【タクシー】	○			
		80 自家用貨物自動車の車検延長	○			
		94 自動車等の潜在需要掘り起こし				
	観光関連	54 カジノの振興	○	○	○	
		215 (小樽市への) カジノの設置(誘致)				
		55 民宿・ファームインの活性化		○		
		216 酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供				
		64 自家用車による旅客共同送迎	○		○	
		65 有料顧客送迎に係る権限移譲				
地域再生	地場産業等関連	33 自家用貨物自動車の車検延長【農業】	○			
		98 理容師・美容師の垣根撤廃	○			
	バイオエネルギー 一関連	224 バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資		○		
		減税				
	交通関連	161 課税の免除		○		
		165 自家用車の車検延長	○			
		234 一年車検の一部撤廃				
	福祉関連	198 福祉有償運送の規制緩和	○		○	○
		199 介護サービス事業所等の指定		○	○	
		242 介護サービス事業所等の指定基準				
		※ コミュニティハウス		○		○
	地方自治関連	123 政令市等の法定要件緩和		○	○	○
		225 政令市、中核市の要件緩和				
		※ 広域中核市制度	○		○	○
		130 負担金制度の廃止	○		○	☆
		227 国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止				
		226 道道の管理の特例	○		○	☆

※ 太字：第17回～第19回委員会での検討の結果、第3回答申に向け更に検討していくもの

※ 「委員会検討」欄は、「○」は検討、「◎」は整理案検討、「☆」は答申案検討を示す

項目別資料一覧

答申案

資料2-1	維持管理費に係る 国直轄事業負担金制度の廃止	1
資料2-2	道道の管理の特例措置	9

整理案(答申案イメージ)

資料2-3	道州制における基礎自治体のあり方	15
資料2-3-1	指定都市等の指定権限の移譲	
資料2-3-2	広域中核市制度の創設	
資料2-4	福祉有償運送に係る権限の移譲	41
資料2-5	コミュニティハウスの制度創設	57

維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止

現状

- 法令(道路法、河川法など)で定める大規模な建設事業等を国が行う場合は、地方公共団体はその経費の一部を負担することとされ(地方財政法第17条の2第1項)、具体的な負担割合は、道路法、河川法などの個別法令により規定されている。
- また、国直轄事業における維持管理費についても管理主体が国であるにもかかわらず、地方に負担が求められている。

課題

- ↓
- 国直轄事業は、国家的施策として実施されながら地方公共団体に対して財政的負担を課すものとなっている。
 - 特に維持管理費についても道路法、河川法などの規定により地方負担を求められているが、これは本来管理主体である国が全額負担すべきものであり、国と地方の役割分担を明確化するべきである。
(国が地方自治体に対して支出する補助・負担金には維持管理費が含まれておらず、この点でも均衡を欠いている。)

目指すすがた

維持管理費に係る国直轄事業負担金 を廃止し、全額国で負担

直轄事業負担金

- 道路や河川など、道に対して維持管理費が求められている。
- 北海道は229億円(H18年度実績)を負担。

特例措置

- 直轄事業に係る維持管理費は、本来、管理主体である国が全額負担すべきものであり、直轄事業負担金として不合理であるため早急に廃止し、国と地方の役割分担を明確化するべき。

将来的には国と道州において道路や河川などの管理主体と費用負担の関係全般において、道内各層の意見を踏まえつつ検討を深めるべき

国直轄事業負担金制度の廃止<新旧対照表>

区分 イメージ図	現行		権限移譲後	
	事業	負担割合	事業	負担割合
【国直轄事業の負担割合】(概要)				
国道の維持又は修繕 (道路法 § 50②)	7／10	北海道	国道の維持又は修繕 (道路法 § 50①) 河川の維持、修繕 (河川法 § 60①)	3／10
河川の維持、修繕 (河川法 § 60①)	7／10	3／10	河川の維持、修繕 (河川法 § 60①)	3／10
都市公園の維持・管理 (都市公園法 § 12-3)	5・5／10	4・5／10	都市公園の維持・管理 (都市公園法 § 12-3)	5・5／10
国直轄事業により整備した施設と地方が整備した施設の維持管理負担の比較(道路の場合)				
区 分	管 理 者	維持管理費	区 分	管 理 者
地方が整備した施設	地方	国負担 —	地方が整備した施設	地方
国直轄事業により整備した施設	国	7／10	国直轄事業により整備した施設	国
		3／10		10／10 —
本来、管理主体である国が負担すべきものを 地方が負担している。				
【特区提案】				
<input type="radio"/> 地方財政法 § 17②により、法令等で定める建設事業等を国が行う場合には、地方公共団体はその経費の一部を負担することとされており、維持管理に係る具体的な負担割合は個別法令である道路法(§ 50②)、河川法(§ 60①)、都市公園法(§ 12-3)により規定されている。				

維持管理費に係る国直轄負担金の内訳

区分	道 路	河 川	公 園
事業内容	国道の維持、修繕	一級河川の維持、修繕 指定河川の維持、修繕	都市公園の維持その他の管理
根拠法	道路法 § 50② 道路法施行令 § 31Ⅲ	河川法 § 60 河川法施行令 § 42③、⑤	都市公園法 § 12-3 都市公園法施行令 § 28
負担割合	区分 維持 管理	区分 維持 管理	区分 維持 管理
	道 國 道 7/10 3/10	道 國 道 7/10 3/10	道 國 道 5.5/10 4.5/10
負担金(決算額)	年度 H16 H17 H18	道 191億円 169 180	年度 道 H16 H17 H18
			年度 道 0.9億円 0.9 0.9

■地方財政法（昭和二十三年七月七日法律第百九号）

（地方公共団体の負担金）

第十七条の二 国が第十条の二及び第十条の三に規定する事務を自ら行う場合において、地方公共団体が法律又は政令の定めるところによりその経費の一部を負担するときは、当該地方公共団体は、その負担する金額（以下「地方公共団体の負担金」という。）を国に対して支出するものとする。

- 2 国の行う河川、道路、砂防、港湾等の土木事業で地方公共団体を利用するものに対する当該地方公共団体の負担金の予定額は、当該工事の着手前にあらかじめ当該地方公共団体に通知しなければならない。事業計画の変更等により負担金の予定額に著しい変更があつた場合も、同様とする。
 - 3 地方公共団体は、前項の通知を受けた場合において負担金の予定額に不服があるときは、総務大臣を経由して、内閣に対し意見を申し出ることができる。
-

（国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費）

第十条の二 地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る重要な土木施設の新設及び改良に要する経費
- 二 林地、林道、漁港等に係る重要な農林水産業施設の新設及び改良に要する経費
- 二の二 地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事に要する経費
- 三 重要な都市計画事業に要する経費
- 四 公営住宅の建設に要する経費
- 五 児童福祉施設その他社会福祉施設の建設に要する経費
- 六 土地改良及び開拓に要する経費

（国がその一部を負担する災害に係る事務に要する経費）

第十条の三 地方公共団体が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法 又は地方交付税法 によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する次に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する。

- 一 災害救助事業に要する経費
- 二 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費
- 三 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る土木施設の災害復旧事業に要する経費
- 四 林地荒廃防止施設、林道、漁港等に係る農林水産業施設の災害復旧事業に要する経費
- 五 都市計画事業による施設の災害復旧に要する経費
- 六 公営住宅の災害復旧に要する経費
- 七 学校の災害復旧に要する経費
- 八 社会福祉施設及び保健衛生施設の災害復旧に要する経費
- 九 土地改良及び開拓による施設又は耕地の災害復旧に要する経費

【道路】

○道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（管理の特例）

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

（略）

5 第一項から第三項までの場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（国道の管理に関する費用）

第五十条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2 国道の維持、修繕その他の管理に要する費用は、指定区間内の国道に係るものにあつては国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担し、指定区間外の国道に係るものにあつては都道府県の負担とする。ただし、第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

※道内の国道は、全線指定区間。

○道路法施行令（昭和二十七年十二月四日政令第四百七十九号）

（管理の特例の場合の読み替え規定）

第一条の六 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第五項の規定による法の規定の適用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（法第十七条第一項の場合）	読み替える字句（法第十七条第二項の場合）
第十三条第四項、第十九条第二項、第五十条第二項から第四項まで	都道府県	指定市	指定市以外の市

（国道の管理に関する費用の負担）

第三十一条 道の区域内の国道の管理に関する費用（共同溝及び電線共同溝の管理に関する費用並びに交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項に規定する交通安全施設等整備事業（同項第一号に掲げる事業を除

く。以下「交通安全施設等整備事業」という。) のうち同項第二号口に掲げる事業に要する費用を除く。) についての国の負担割合は、法第五十条第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる 費用の区分に応じ、同表の負担割合の欄に掲げる割合とする。

費用の区分	負担割合
(一) 新設又は改築に要する費用 ((二) に掲げる費用を除く。)	十分の八
(二) 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）第四条第一項に規定する道路交通確保五箇年計画に基づいて実施される除雪（除雪機械の整備を含む。）、防雪又は凍雪害の防止（流雪溝の整備を含む。）に係る事業（以下「除雪事業等」という。）に要する費用	十分の八・五
(三) 維持、修繕その他の管理に要する費用 ((二) に掲げる費用を除く。)	十分の七

【河川】

○河川法（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）

（一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担）

第六十条 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるところにより、その二分の一（改良工事のうち政令で定める大規模な工事（次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその十分の三、他の改良工事に要する費用にあつてはその三分の一、維持及び修繕に要する費用にあつてはその十分の四・五）を負担する。

○河川法施行令（昭和四十年二月十一日政令第十四号）

（河川の管理に要する費用の負担の特例）

第四十二条 道の区域内の特別指定区間外の一級河川について国土交通大臣が行う改良工事のうち、大規模改良工事に要する費用については、法第六十条第一項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の八・五を乗じて得た額を負担し、他の工事に要する費用については、同項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の八を乗じて得た額を負担する。

2 道の区域内の特別指定区間に内の一級河川について国土交通大臣が行う改良工事に要する費用については、法第六十条第一項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の八・五を乗じて得た額を負担する。

3 道の区域内の一級河川について国土交通大臣が行う維持及び修繕に要する費用については、法第六十条第一項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の七を乗じて得た額を負担する。

5 前条第1項の規定により国土交通大臣が行う指定河川の管理のうち、改良工事に要する費用については、法第62条の規定にかかわらず、国が、負担基本額に10分の8.5を乗じて得た額を負担し、維持及び修繕に要する費用については、法第59条の規定にかかわらず、国が、負担基本額に10分の7を乗じて得た額を負担する。

【都市公園】

○都市公園法（昭和三十一年四月二十日法律第七十九号）

（国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての関係都道府県及び市町村の負担）

第十二条の三 国の設置に係る都市公園で第二条第一項第二号イに該当するものの設置及び管理に要する費用については、当該都市公園の存する都道府県が、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

第十二条の四 前条の規定により都道府県の負担する費用のうち、その設置及び管理で当該都道府県の区域内の市町村を利用するものについては、当該設置及び管理による受益の限度において、当該市町村に対し、その設置及び管理に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

○都市公園法施行令（昭和三十一年九月十一日政令第二百九十号）

（国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての都道府県の負担）

第二十八条 都道府県が法第十二条の三第一項の規定により負担すべき金額は、各年度ごとに、都市公園の新設に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該新設に係るもの額及び第二十条の規定により徴収される使用料で当該都市公園が設置されるまでの間に係るもの額を控除した額に三分の一を、都市公園の改築に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該改築に係るもの額を控除した額に三分の一を、都市公園の災害の復旧に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を、都市公園の維持その他の管理（災害の復旧を除く。以下この条において同じ。）に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該維持その他の管理に係るもの額及び第二十条の規定により徴収される使用料（当該都市公園が設置された年度にあつては、設置されるまでの間に係るものと除く。）の額を控除した額に十分の四・五を、それぞれ乗じて得た額とする。

道道の管理の特例措置

現状

- ・道路法第17条第2項では、指定市以外の市については、道と協議の上、同意を得ることにより道道の管理を行うことが出来るが、町村については、規定がないため不可
- ・同一地域内で管理者の違う道路があった場合、その管理者の管理状態によって道路状況が大きく違うことがある。
- ・また、管理者が違うことにより除雪の苦情窓口が住民にわかりにくいなどの問題もある。

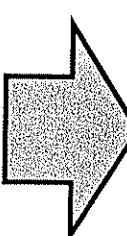
課題

- ・北海道の場合、特に冬期間の除・排雪を迅速かつ的確に行い、交通を確保することが道路管理において重要であり、国道・道道・市町村道のそれぞれの連携による迅速な対応が求められているところ。
- ・北海道においては、平成19年度から奈井江町・浦臼町において道道の維持の部分的及び除雪の委託を行っているが、両町は更なる行政サービスの向上を目指し、管理権の移譲を求めているところ。

目指すすがた

道道の管理の特例措置

	国道	道道
指定都市	可(17-1) 道との協議不要	可(17-1) 道との協議不要
指定都市以外の市	可(17-2) 道との協議要 (道が管理することとされているものに限る)	可(17-2) 道との協議要
町村	不可 歩道の新設等について道との協議の上で可	不可 歩道の新設等について道との協議の上で可



道路法第17条第2項の規定を町村にも適用し、道道の管理が出来るようにする

幹線道路である道道と生活道路を町村が一體的に管理することにより、地域が主体となった地域の管理という地域主権の趣旨を確実に実現することが可能となる。

道道の管理の特例措置<新旧対照表>

区分 イメージ図	現 行		権限移譲後		
	区分	国道※	道道	区分	国道※
【道路管理の特例】					
指定市	可 (法 § 17①) 道との協議不要	可 (法 § 17①) 道との協議不要	指定市	可 (法 § 17①) 道との協議不要	可 (法 § 17①) 道との協議不要
指定市以外の市	可 (法 § 17①) 道との協議要	可 (法 § 17①) 道との協議要	指定市以外の市	可 (法 § 17①) 道との協議要	可 (法 § 17①) 道との協議要
町村	不可 歩道の新設等については道との協議の上で可	不可 歩道の新設等については道との協議の上で可	町村	可 道との協議要	可 道との協議要
【道路管理の特例】					
※ 道路法 § 12 ただし書及び § 13 ①の規定により都道府県が行うこととされているもの (北海道には該当なし)	管理者の管理状態によって道路状況の大きく異なる可能性がある。特に、冬期間の除・排雪については効率性の確保の面などから統一的な管理が必要。		基幹道路である道道と生活道路を町村が統一的に管理することができるようになり、行政の効率的執行やサービスの向上が図られる。		
法令制度	○道路法 § 17②		※ 道路法 § 12 ただし書及び § 13 ①の規定により都道府県が行うこととされているもの (北海道には該当なし)		
	・ 指定市以外の市は道と協議の上、同意を得ることにより道の管理を行うことができるが、町村については規定がない。(現実的に町村は対応が不可能)		○道路法 § 17② ・ 基幹道路である道道と生活道路を町村においても一体的に管理することができるよう、「北海道における市町村における道の管理に関する法律」(平成25年6月1日施行)に基づき、道道の管理が行われる。		

■道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（管理の特例）

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

- 2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。
- 3 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附屬物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前二項の規定により指定市又は指定市以外の市が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適當であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。
- 4 指定市以外の市町村は、前二項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 第一項から第三項までの場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国道の新設又は改築）

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適當であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

（国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2～6 （略）

（都道府県道の管理）

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

（道路の附屬物の新設又は改築）

第八十五条 国道に附属する道路の附屬物の新設又は改築は、国土交通大臣が自ら行う国道の新設又は改築に伴う場合を除き、当該国道の道路管理者が行う。

- 2 都道府県道又は市町村道に附属する道路の附屬物の新設又は改築は、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者が行う。
- 3 道路の附屬物の新設又は改築に要する費用は、道路の附屬物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者が負担する。

第22回 地方分権改革推進委員会

平成19年10月10日（水）
13：00～15：30
地方分権改革推進委員会会議室

委員会からの質問と国土交通省の回答

市と町村とを区別し、都道府県道の道路管理の権限移譲を町村に認めていない具体的な理由は何か。（6／7懇談会in 南幌における奈井江町長の発言）

＜国土交通省回答のポイント＞

- 道路管理権限の町村への移譲については、これまで地方公共団体のニーズや実情を踏まえて所要の制度改正等を行ってきたところ。
- 町村に包括的な道路管理権を付与することについては、これまで具体的なニーズとしては承知していなかったものであるが、現行の道路法の特例の活用状況や道路の一体的管理に対する地方公共団体のニーズ等を踏まえて、議論していくべきものと考える。

（国土交通省の回答）

- 1 道路管理権限の町村への移譲については、平成19年に道路法の一部改正により、指定市以外の市町村が都道府県道の歩道等の管理を代行できることとする等、これまで地方公共団体のニーズや実情を踏まえて所要の制度改正等を行ってきたところ。
- 2 道路法第17条第2項は、指定市以外の市は、都道府県と協議して、当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる旨定めているが、ここで都道府県に代わって行われるのは、除雪等の維持行為のみならず、当該道路の区域決定から用地買収、工事、供用の他、占用許可や必要な場合の通行禁止などまでを含む、道路管理者としての包括的な権限である。
- 3 市についても、道路法第17条第2項の特例を活用して都道府県道の管理を行っている実績は19年7月時点において全国で7市と承知しており（指定市以外の市のうち約0.9%、全都道府県道の延長のうち約0.1%）、現在のところ、町村から、これらの包括的な道路管理権を都道府県に代わって行使したいとの強い要請があることは承知していない。
しかしながら、ご指摘の点については、このようなニーズの有無について確認すると共に、現在の道路法の特例の活用状況も踏まえ、真摯に確認してまいりたい。
- 4 なお、除雪など日常的な維持行為については都道府県と市町村が協定や委託契約等を結んでおり、市町村が都道府県道の実態的な管理行為を行うことについて、現行で円滑な運用がなされているものと理解している。

都道府県道の町村による管理について

- 地域住民の安全性や利便性の向上、快適な生活環境の確保を図るため、平成19年に道路法を改正し、都道府県道等における歩道等の管理を行うことができるように措置したところ。
- 市においても、道路法第17条第2項の特例を活用して都道府県道の管理を行っている実績は必ずしも多くないが、町村のニーズや現行の道路法の特例の活用状況については今後とも十分確認

【道路法第17条第2項の特例を活用して 都道府県道の管理を行っている市】

(平成19年3月の道路法改正にて制度創設)

①全国の市数 (除: 指定市)	②特例を活用している市の数	③特例を活用している市の割合	④特例を活用している市の平均標準財政規模
765	7	0.9%	186億円

(注) ①: 平成19年10月現在 ②: 平成19年7月現在
④: 総務省「平成17年度市町村別決算状況調」に基づく。(18年3月現在)

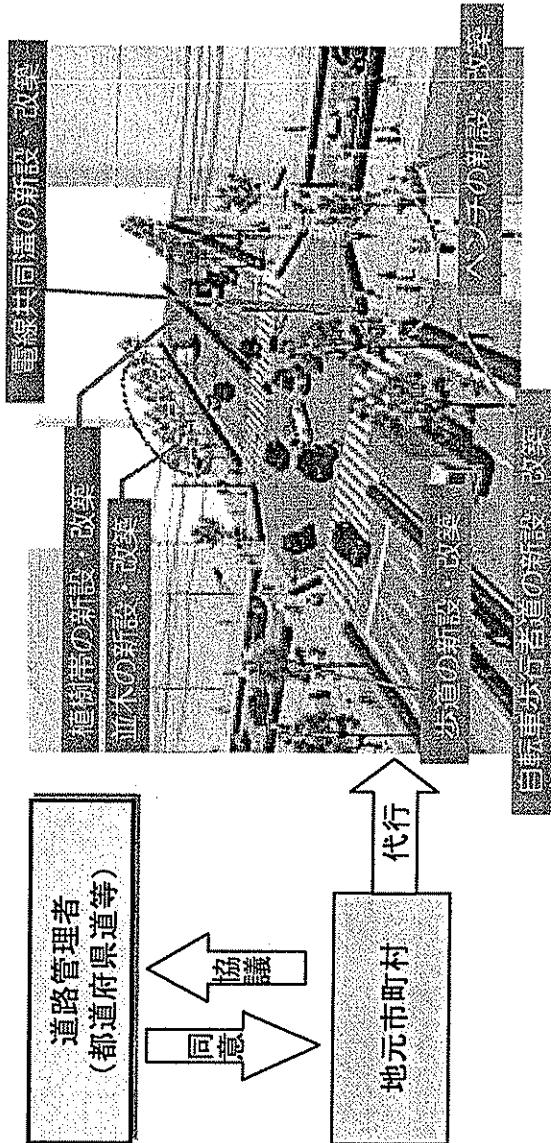
①全国の都道府県道の延長	②特例を活用している都道府県道の延長	③全都道府県道の延長に占める特例を行っている延長の割合
129, 139km	14.7km	0.1%

(注) ①: 国土交通省「道路統計年報2006」に基づく。(平成17年4月現在)
②: 平成19年7月現在

【市と町村の財政力の比較】

	標準財政規模
市平均	216億円
町村平均	36億円

(注) 市平均は指定都市以外の市の平均



道州制における基礎自治体のあり方

現状

- ・地方公共団体は、地方自治法の規定により、一般的な市町村の他にそれぞれの人口に応じて指定市、中核市、特例市があり、人口規模により区分され、それぞれに様々な権限を持っている。

指定都市：人口50万人、中核市：人口30万人、特例市：人口20万人、一般市：5万人

課題

- ・広域分散型の北海道においては、一都府県に相当する面積を有しながら、人口要件により、町や村となっている地方公共団体が多数ある。
- ・道から市町村への権限移譲を進めた結果、一般市に匹敵する町村が現れている。
- ・平成20年5月に総務省から公表された「定住自立圏構想」によれば、中心市とその周辺町村との協力体制構築が述べられているが、このためには中心となる市の権限や財源の強化が不可欠。
- ・人口要件のみにとらわれない人口減少・広域分散型の北海道にあった基礎自治体の姿を構築する必要がある。

目指すすがた

指定都市等の要件緩和と広域中核市制度の創設

■ 指定都市（政令で指定）

- ・人口50万人以上
- ・区を設置
- ・児童相談所の設置、道道の計画決定、教職員の任免、給与の決定 等

■ 中核市（政令で指定）

- ・人口30万人以上
- ・保健所の設置、屋外広告物設置制限
身体障害者手帳の交付 等

■ 特例市（政令で指定）

- ・人口20万人以上
- ・市街化調整区域の開発行為許可 等

■ 一般市（知事が定める）

- ・人口5万人以上
- ・福祉事務所の設置など

特例措置

■ 人口要件を条例で定める

→地域の特性や権限移譲の状況など、人口要件以外の部分を考慮し、道条例により人口要件を定めることとする。

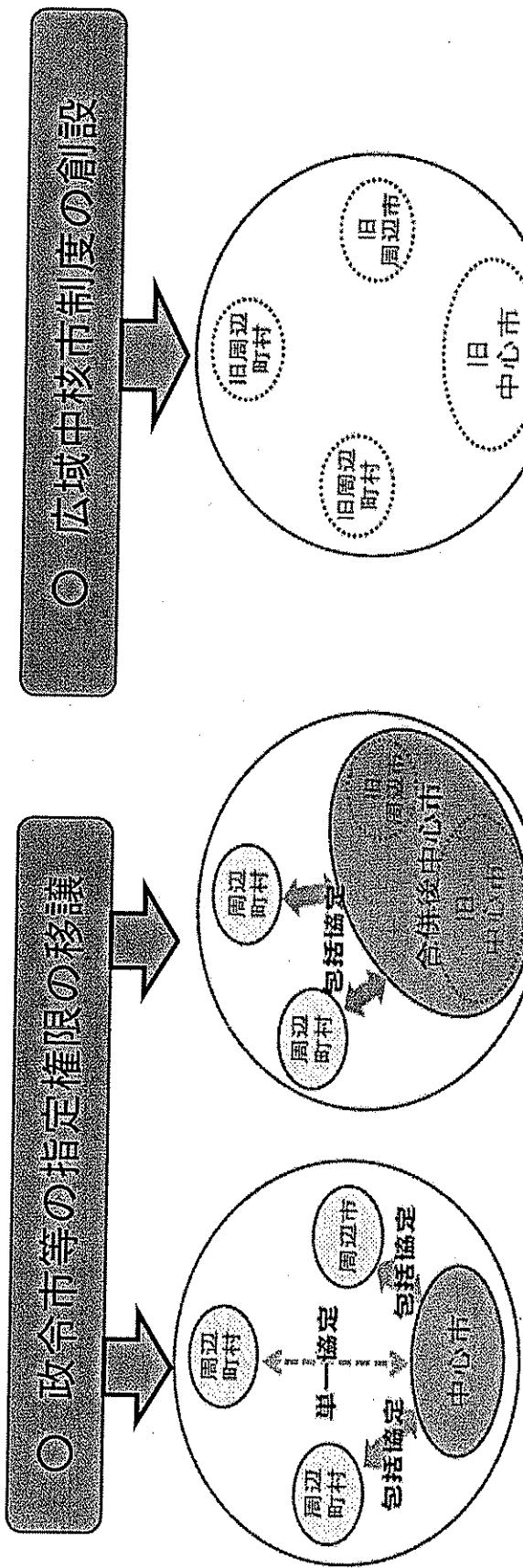
■ 広域中核市制度の創設

- 二次医療圏を区域とする市は、人口規模にかかわらず政令市の規定を準用し、道の権限を組織を含めて移譲するとともに、財源についても保障
- 要件の細目は道条例で定める。
- 当該市の条例により区を設置できる。
区の制度設計は、当該市が条例で定める

- ・道州制において最も重要である基礎自治体について、道州に要件設定権限を移譲し基礎自治体の選択肢を広げることにより、体力ある基礎自治体を作ることが可能となる。

整理案と定住自立構想との関係

定住自立構想：住民が必要とするサービスが提供可能な圏域を単位
→基礎自治体の強化により実現＝政令市等の指定範囲の拡大
＝合併を広域中核市にできる。



定住自立圏は住民サービスに着目した新しい地域のありかたである。
実現には、中心市となる市の強化が必要であるが、サービス提供範囲、内容等構想の実現に寄与するものと考える。

指定都市等の指定権限の移譲

現状

- ・地方自治法第252条の19、第252条の22の規定により、指定都市は人口50万人以上の市、中核市は人口30万人以上の市と規定されている。
- ※指定都市：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市（17市）
- ※中核市：函館市、旭川市など全国39市
- ※特例市：八戸市、山形市など全国43市（道内にはない）

課題

- ・道州制の導入に当たり、基礎自治体である市町村の権限の強化が必要不可欠であり、市町村に対して積極的に権限を移譲することが必要。
- ・権限の受け皿として、指定都市、中核市等の制度は有効であるが、広域分散型の北海道においては、人口要件がネックとなっている。

目指すすがた

指定都市等の指定要件の移譲

○ 指定都市

- ・人口50万人以上
- ・人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の政令指定都市と同等の実態を有すると見られる市

○ 中核市

- ・人口30万人以上

○ 特例市

- ・人口20万人以上

○ 一般の市

- ・人口5万人以上

権限移譲

○ 指定都市等の指定権限を北海道に移譲

- 指定要件は、地域の実情や道からの権限移譲の状況を踏まえ道条例で彈力的に設定

・政令指定都市等の指定要件を移譲することにより、基礎自治体である市町村の権限を強化し、道州制導入を円滑に進める。

指定都市・中核市等の指定権限の移譲<新旧対照表>

区分	現行	行	権限	移譲後
イメージ図	【指定都市等の指定要件】		【指定都市等の指定要件】	
	指定都市 人口 50万人以上の市 (政令で指定)	政令で定める	指定都市 北海道内の市においては条例で指定する市	道条例で定める
	中核市 人口30万人以上の市 (政令で指定)		中核市 北海道内の市においては条例で指定する市	
	特例市 人口20万人以上の市 (政令で指定)		特例市 北海道内の市においては条例で指定する市	
	一般市 人口5万人以上	議決を経て 知事が定める	一般市 北海道内においては条例に掲げる要件	指定都市等の指定権限の移譲を受け、人口減少や広域・分散といつた本道の特性を踏まえ、指定の人口要件を一定程度緩和し、圏域の核となる基礎自治体を道内各地に育てる。
【財政制度】			【財政制度】	
	指定都市 地方道路譲与税の増額 中核市 地方くじの発売		指定都市 地方道路譲与税の増額 中核市 地方くじの発売	
	特例市		特例市	地方交付税の算定上所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)
法 令 制 度	○ 指定都市 ~ 地方自治法 § 252-19 ○ 中核市 ~ § 252-22 ○ 特例市 ~ § 252-26-3 ○ 一般市 ~ § 8		○ 指定都市 ~ 地方自治法 § 252-19 ○ 同 同 同 ○ 一 般 市 ~	【特区提案】 ○ 地方自治法を改正し、指定都市等の指定権限を道に移譲し、その細則は道の条例で規定する。 ※ 道議会の議決された旨の告示を行ふ。 ○ 法 § 252-19、§ 252-22 及び § 252-26-3 に、「北海道内の市においては、北海道内においては条例で指定する市」という条文をそれぞれ追加するとともに、§ 8 に「北海道内においては条例に掲げる要件」という条文を追加する。

指定都市・中核市・特例市の概要

区分	指定都市(17市)	中核市(39市)	特例市(43市)
要件	<ul style="list-style-type: none"> 人口50万人以上で政令で指定する市（人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定） 	<ul style="list-style-type: none"> 人口30万人以上で政令で指定する市 	<ul style="list-style-type: none"> 人口20万人以上で政令で指定する市
事務配分の特例	<ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり 		
関与の特例	<ul style="list-style-type: none"> 知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する事務に限って指定都市と同様に関与の特例が設けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> なし
行政組織上の特例	<ul style="list-style-type: none"> 区の設置 区選挙管理委員会の設置 区地域協議会の設置等 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	
財政上の特例	<ul style="list-style-type: none"> 地方道路譲与税の増額 地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正） 宝くじの発売等 	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正） 	
決定の手続	<ul style="list-style-type: none"> 政令で指定 	<ul style="list-style-type: none"> 市からの申出に基づき、政令で指定 市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 都道府県が同意する場合には議会の議決が必要 	
道内の指定状況	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市(S47. 4. 1) 	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市(H12. 4. 1) 函館市(H17. 10. 1) 	<ul style="list-style-type: none"> なし

基礎自治体の担う主要な事務

指定都市

- ・児童相談所の設置
- ・市街地開発事業に関する都市計画決定
- ・市内の指定区間外の国道や県道の管理
- ・県費負担教職員の任免、給与の決定 等
- ・特別養護老人ホームの設置認可・監督
- ・身体障害者手帳の交付
- ・保健所設置市が行う事務
- 〔地域住民の健康保持・増進のための事業
飲食店等の許可、温泉の利用許可
屋外広告物の許可による設置制限
一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設設置の許可 等〕
- ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 等
- ・市街地開発事業の区域内における建築の許可
- ・騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定 等

- ・指定区間の1級河川、2級河川の管理
- ・小中学校に係る学級編成、教職員定数の決定
- ・私立学校、市町村立学校の設置許可
- ・高等学校の設置・管理
- ・警察(犯罪捜査、運転免許等)
- ・都市計画区域の指定
- ・市街化区域、市街化調整区域の区域区分(線引き) 等

中核市

特例市

- ・生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理)
- ・特別養護老人ホームの設置・運営
- ・介護保険事業
- ・国民健康保険事業

- ・小中学校の設置・管理
- ・一般廃棄物の収集や処理
- ・消防・救急活動
- ・住民票や戸籍の事務 等

都道府県

市町村

■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
 - 二 民生委員に関する事務
 - 三 身体障害者の福祉に関する事務
 - 四 生活保護に関する事務
 - 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
 - 五の二 社会福祉事業に関する事務
 - 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
 - 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
 - 六の二 老人福祉に関する事務
 - 七 母子保健に関する事務
 - 八 障害者の自立支援に関する事務
 - 九 食品衛生に関する事務
 - 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
 - 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
 - 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
 - 十二 結核の予防に関する事務
 - 十三 都市計画に関する事務
 - 十四 土地区画整理事業に関する事務
 - 十五 屋外広告物の規制に関する事務
- 2 指定都市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

（区の設置）

第二百五十二条の二十 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

- 2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めな

ければならない。

- 3 区の事務所又はその出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。
- 4 区に選挙管理委員会を置く。
- 5 第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第百七十五条第二項の規定は第三項の機関の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。
- 6 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。
- 7 第二百二条の五第二項から第五項まで及び第二百二条の六から第二百二条の九までの規定は、区地域協議会に準用する。
- 8 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。
- 9 第六項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、指定都市の区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(政令への委任)

第二百五十二条の二十一 法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 2 中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(中核市の指定に係る手続)

第二百五十二条の二十四 総務大臣は、第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これ

を行うものとする。

- 2 前項の規定による申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。
- 3 前項の同意については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

(特例市の権能)

第二百五十二条の二十六の三 政令で指定する人口二十万以上の市(以下「特例市」という。)は、第二百五十二条の二十二第一項の規定により中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 2 特例市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(特例市の指定に係る手続)

第二百五十二条の二十六の四 第二百五十二条の二十四の規定は、前条第一項の規定による特例市の指定に係る政令の立案について準用する。

第八条 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具えていなければならない。

- 一 人口五万以上を有すること。
 - 二 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。
 - 三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。
 - 四 前各号に定めるものの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。
- 2 町となるべき普通地方公共団体は、当該都道府県の条例で定める町としての要件を具えていなければならない。
- 3 町村を市とし又は市を町村とする処分は第七条第一項、第二項及び第六項から第八項までの例により、村を町とし又は町を村とする処分は同条第一項及び第六項から第八項までの例により、これを行うものとする。

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あ

らかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 3 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合又は市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。
- 4 前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。
- 5 第一項及び第三項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。
- 6 第一項及び前三項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項若しくは第四項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 8 第一項、第三項又は第四項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。